

福岡市植物園ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市植物園(以下「植物園」という。)における来園者サービスの向上と社会教育活動の充実を図るために実施するボランティア制度の運営にあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における福岡市植物園ボランティア(以下「植物園ボランティア」という。)とは、植物等に積極的な関心を持ち、植物園の運営に協力してボランティア活動を行う意志のある18歳以上の者(高校生を除く)で、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 植物園ボランティア養成講座を受講し、植物園ボランティアとして認定した者。
- (2) 植物園が必要と認め、植物園ボランティアとして認定した者。
- (3) 植物園の関係団体等(以下「関係団体」という。)から推薦を受け、植物園が植物園ボランティアとして認定した者。

(認定)

第3条 植物園ボランティアとして認定を希望する者は、福岡市植物園ボランティア認定申請書(様式1(新規))を植物園に提出しなければならない。

- 2 植物園は、認定申請書等を審査し、前条の要件に適合すると認める場合は、植物園ボランティアとして認定し登録する。
- 3 植物園は、植物園ボランティアとして認定し登録した者に対して、認定証兼名札(様式2)を交付する。

(認定期間及び再認定)

第4条 植物園が植物園ボランティアとして認定する期間は2年以内とし、原則として認定日から翌々年の3月31日までとする。

- 2 既に認定を受けている植物園ボランティアで、認定期間の満了に伴い認定の更新を希望する者は、福岡市植物園ボランティア認定申請書(様式1(更新))を植物園に提出しなければならない。
- 3 植物園は、認定の更新申請があった場合は、認定期間中の活動実績等を審査し再認定することができる。

(認定の取り消し)

第5条 植物園は、植物園ボランティアが次の各号に該当したときは、その認定を取り消すことができる。

ただし、第2条第1項(3)による者については、推薦した関係団体と協議するものとする。

- (1) 本人から辞職の申し出があったとき。
- (2) 植物園ボランティアとしてふさわしくない行為が発生したとき。
- 2 植物園ボランティアは、前項により認定を取り消された場合は、すみやかに認定証を植物園に返還しなければならない。

(活動方針)

第6条 植物園ボランティアは、植物園の定める方針に基づき、次の各号に定める活動を行うものとする。

- (1) ガイドボランティアは、展示植物の案内解説及び植物に関する催事等を行う。
- (2) ハーブボランティアは、ハーブ園の育苗、植付け、維持管理及びハーブに関する催事等を行う。
- (3) セントポーリアボランティアは、セントポーリア展示の維持管理等を行う。
- (4) ハンギングバスケットボランティアは、壁泉前のコンテナ・入園口前のコンテナの花の植付け、入口広場のガゼボ及び木製パーゴラに装飾するハンギングバスケット等の作製を行う。
- (5) 野鳥ボランティアは、野鳥の写真展示、バードバスの設置等植物園内の野鳥環境の保全や野鳥についての案内や解説を行う。
- (6) ロープワークボランティアは、ロープワークアクションエリアの監修管理を行うとともに、その技術向上のための学習の場を企画する。また、その学びの技術を園内の樹木管理に寄与する。

2 植物園は、植物園ボランティアに対して活動状況の報告を求めることができる。なお、活動報告は、SNS などを用いた情報発信で代えることができる。

(研修等)

第7条 植物園は、植物園ボランティアに対し、研修及び情報提供等を行い、質の高い運営に努める。

2 前条の活動を行う植物園ボランティアが属する関係団体は、団体の質を高めるため、研修を企画し実施することができる。

(保険)

第8条 植物園は、植物園ボランティアの登録期間中はボランティア保険に加入する。ただし、関係団体の規約において保険に加入しているボランティアを除く。

(施設等の使用)

第9条 植物園は、植物園ボランティア認定証兼名札を着用し提示することにより、植物園入園料を免除する。

なお、駐車場使用料は免除しない。ただし、休園日においてはその限りでない。

2 植物園は、植物園ボランティアの活動に使用する会議室等を無償で提供する。

3 植物園ボランティアが属する関係団体が、園内のエリアや施設設備等の占有を希望する場合は、別途協議のうえ管理協定を定める。ただし、植物園が提供する場合には、この限りではない。

(資材の提供)

第10条 植物園は、植物園ボランティアに対し、活動に必要な資材等を予算の範囲内で提供することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、植物園と植物園ボランティアが協議して定める。

附則(平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(ハンギングバスケットボランティアの追加)

附則(令和2年4月1日)この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(野鳥ボランティアの追加・様式改正)

附則(令和2年12月1日)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

ただし、様式第2号(認定証兼名札)については、令和3年4月1日から施行する。

(ロープワークボランティアの追加・他軽微な修正)

附則(令和3年9月20日)

この要綱は、令和3年9月20日から施行する。